

旅費対象経費の支払について

(国家公務員等の旅費支給規定による)

● 宿泊費について・・・ 上限付き実費支給

- = 地域ごとに上限額が規定された、国家公務員等の旅費支給規程 別表に記載の「宿泊費基準額」以内の金額での宿泊費について、領収書の提出をもって、実費で支出された旅費について補助対象とします。
- ・「宿泊費基準額」は、国家公務員が利用するに適当な宿泊施設の大部分を網羅した水準として設定されているため、超過する際は華美な宿泊施設の可能性があります、当該宿泊費が※原則全額補助対象外となります。
 - ※ 業務の円滑な遂行上、支障のない範囲である条件で複数の旅行予約サイト等で検索した結果、最も安価な宿泊施設を選定する場合は、例外として超過した宿泊費も全額対象になります。この場合は、複数の旅行予約サイト等で検索し比較したことがわかる画面のコピー等の提出を求める場合がありますのであらかじめご注意ください。
 - ・ 補助対象各団体の規定等により金額が定められていることを理由に旅費を定額支給とする場合でも、「宿泊費基準額」以内の金額での宿泊費について、実費で支出された旅費を補助対象とします。よって、証憑書類として領収書の提出が必要となります。また、領収書等で確認できる実費が、宿泊基準額を超えた場合は、原則、補助対象外となります。

国家公務員等の旅費支給規定

別表 第二宿泊費基準額(第13条関係)- 本邦

区分	宿泊基準額	区分	宿泊基準額	区分	宿泊基準額
北海道	13,000	長野県	11,000	高知県	11,000
青森県	11,000	岐阜県	13,000	福岡県	18,000
岩手県	9,000	静岡県	9,000	佐賀県	11,000
宮城県	10,000	愛知県	11,000	長崎県	11,000
秋田県	11,000	三重県	9,000	熊本県	14,000
山形県	10,000	滋賀県	11,000	大分県	11,000
福島県	8,000	京都府	19,000	宮崎県	12,000
茨城県	11,000	大阪府	13,000	鹿児島県	12,000
栃木県	10,000	兵庫県	12,000	沖縄県	11,000
群馬県	10,000	奈良県	11,000		
埼玉県	19,000	和歌山県	11,000		
千葉県	17,000	鳥取県	8,000		
東京都	19,000	島根県	9,000		
神奈川県	16,000	岡山県	10,000		
新潟県	16,000	広島県	13,000		
富山県	11,000	山口県	8,000		
石川県	9,000	徳島県	10,000		
福井県	10,000	香川県	15,000		
山梨県	12,000	愛媛県	10,000		

★ 外国旅費の宿泊基準額については、「国家公務員等の旅費支給規程 別表第二 宿泊費基準額(第十三条関係) 二 外国 宿泊基準額 職務の級が十級以下の者」をご参照ください。